

平成19年（ネ）第5721号

浜岡原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 長野栄一 外

被控訴人 中部電力株式会社

本件訴訟進行に関する意見書

2011年（平成23年）5月25日

（次回進行協議期日5月26日）

東京高等方裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之

同 海 渡 雄 一

同 内 山 成 樹

同 青 木 秀 樹

同 栗 山 知

同 望 月 賢 司

同 只 野 靖

意見の趣旨

1 新たな審理計画が必要である。

3月11日発生の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波を原因とする福島第1原発1-4号炉の極めて重大な事故を受け、本件訴訟の今後の審理のあり方について、裁判所は両当事者の意見を聴取した上で、あらたに適切な審理計画を立てるべきである。

2 被控訴人の追加調査を待つという審理方針を再考するべきである

耐震バックチェックの作業がいつ完了するかが明確でない状況となったことに鑑み、裁判所は従来の被控訴人の、追加調査の完了を待つという審理方針を再考し、被控訴人の企画している応急的津波対策が完了し、被控訴人が本件原発の運転再開を国に求める段階に至った時には、控訴審としての判決が、少なくとも仮処分決定が可能となるよう、審理を進めるべきである。

3 地震関連について事故後の状況に即した争点の整理と当事者双方による説明会を開催し、その上で、証人尋問を行うべきである。 ここでは、これまでの安全指針の誤りを認めるに至った班目現原子力安全委員長の再尋問は欠かせない課題となるであろう。

4 津波については新たな主要争点として取り上げるべきである。

5 一定期間ごとに口頭弁論を開催し審理内容を公開するべきである。

意見の理由

1 政府の要請と原子炉の停止

2011年5月6日、菅内閣総理大臣と海江田経済産業大臣が浜岡原

発全機の運転停止を中部電力に要請し、中部電力は最終的にはこの要請を受け入れ、5月13日には運転中であった4号機の、5月14日には同じく5号機の運転を停止し、定期点検中であった3号機を含め、すべての浜岡原発の運転が停止された。

中部電力は2011年3月11日以降、東京電力福島第1原子力発電所において東日本大震災と津波を原因として相次ぐ炉心の熔融、水素爆発などの事故が発生した後も、防潮堤の建設や非常用電源の高台への移設などの津波対策を講じた上で、浜岡原発の運転を継続するとし、4月には停止中の3号機の運転再開の意向すら示していた。

しかし、すくなくとも東海地震が明日起きてもおかしくない状況の下で、今原子炉を動かしていることについて安全性が保証されていないことは誰の目にも明らかであった。

浜岡原発停止を求めた政府決定は津波対策等の中長期的対策について政府（原子力安全保安院）が確認するまでという不十分な条件が付されている点で問題は残るが、迫り来る東海地震による次なる浜岡原発震災を未然に防いだものとして英断と評価できる。

控訴人らは、平成22年9月16日付「進行に関する上申書」及び平成23年2月25日付「進行に関する上申書」において、今後の進行について意見を述べたところである。また、控訴人は、平成22年5月24日付準備書面（8）において、被控訴人が主張・立証責任を尽くしていないこと、これに対して、裁判所は十分な審理を尽くさせる必要があること、を述べてきた。そして、控訴人は、被控訴人に対して、本件原発の安全性が確認できていないのであるから直ちに停止することを求めてきた。

今回の決定は福島原発における不幸な事故という犠牲によってではあ

るが、このような控訴人らの要求が受け入れられたのと同様の事実状態がもたらされたのである。

裁判所におかれては、このような行政判断を踏まえ、適切な審理を速やかに遂げて司法としての独立した立場から運転再開を認めないという判断を示すべきである。

2 今後の耐震バックチェック作業の見通し

今後の耐震バックチェック作業がどのような手順で、どのようなスピードで展開するかを予測することは難しい。しかし、控訴人の立場で、今後のあるべき手続を明確にすれば、以下のとおりである。

1) 今回の東北地方太平洋沖地震と津波による福島原発事故の過程を公正な事故調査機関の手によって明らかにしなければならない。そして、その調査によって津波対策を含む耐震設計のどこに不備があったかを明確にする必要がある。

2) これだけの重大事故の発生の原因はこれまでの原子力安全行政、とりわけ安全審査の在り方に根本的な問題を提起するものとなろう。したがって、事故調査結果を踏まえて、安全設計指針、安全評価指針、耐震設計審査指針を全面的に改訂する必要があるであろう。

3) その上で、これらの改訂安全審査指針に基づいて耐震バックチェックの作業は最初からやり直すことになるであろう。あらたな調査が必要となることも当然想定される。

このような作業にどれだけの期間を要するか、控訴人らには予測できない。しかし、現段階においても明確にいえることは、弥縫的な津波対策の完了をもって運転再開を認めることはできないということである。今回の福島原発事故を踏まえて重大事故発生の危険性があるとして首相

と経済産業大臣の要請によって停止させられた本件原発の運転再開のためには、最低限これらの指針の全面的な改訂と、これに基づいて耐震バックチェックの作業を完了することが前提であるということである。もちろん、控訴人らは将来このような判断が保安院・安全委員会からなされたとしても、その妥当性を争う権利を留保する。

3 今後の審理計画についての控訴人らの提案

(1) 耐震バックチェックの結論を待つという審理方針の転換を求める

耐震バックチェックの作業がいつ完了するかが明確でない状況となったことに鑑み、裁判所は被控訴人の、追加調査の完了を待つという審理方針を再考し、被控訴人の企画している応急的津波対策が完了し、被控訴人が本件原発の運転再開を国に求める段階に至った時には、控訴審としての判決少なくとも仮処分決定が可能となるよう、審理を進めるべきである。

(2) 地震関連について事故後の状況に即した争点の整理と当事者双方による説明会を開催すべきである

まず、地震と耐震設計について進行協議期日を開催し、当事者双方から説明を聞き、新たな事態に即した争点の再整理と必要な立証を考えるべきである。ここでは、これまでの安全指針の誤りを認めるに至った班目現原子力安全委員長の再尋問は欠かせない課題となるであろう。また、福島原発以後、原発の危険性について発言している、格納容器の設計技術者である後藤政志氏の証言や、地裁でも証言した圧力容器の設計技術者である田中三彦氏の再尋問も不可欠である。

(3) 津波については新たな争点として取り上げるべきである

今回の福島原発事故においては、地震そのものによる地震動によっても原子炉に数々の異変が生じていた形跡があるが、津波によって原子炉の冷却系が完全に喪失するに至ったことは明らかである。これまでの本件訴訟においても、津波の点は取り上げ、スマトラ島沖地震の際にはかなり詳しく論じたが、争点の絞り込みの過程で主要争点から外した経緯がある。

新たに取り上げた津波、液状化の争点については、準備書面の交換を経て、進行協議において争点を整理し、当事者双方から説明を聞く機会を設けるように求める。

(4) 一定期間ごとに口頭弁論を開催し審理内容を公開するべきである

また、本件訴訟は社会的な注目を集めているところから、公開の法廷において口頭弁論を一定期間ごとに開催し、進行協議の経過を報告することは、このような訴訟における説明責任という観点からも必要であると考えられる。